

総務委員会

委員一覧（25名）

委員長	松 あきら	(公明)	西村 まさみ	(民主)	寺田 典城	(みん)
理事	加賀谷 健	(民主)	山根 隆治	(民主)	主濱 了	(生活)
理事	藤末 健三	(民主)	吉川 沙織	(民主)	山下 芳生	(共産)
理事	藤川 政人	(自民)	衛藤 晟一	(自民)	行田 邦子	(み風)
理事	山本 順三	(自民)	片山 さつき	(自民)	又市 征治	(社民)
理事	木庭 健太郎	(公明)	金子 原二郎	(自民)	片山 虎之助	(維新)
	江崎 孝	(民主)	中西 祐介	(自民)	森田 高	(無)
	樽井 良和	(民主)	二之湯 智	(自民)		
	難波 煙二	(民主)	渡辺 猛之	(自民)		

(25.2.26 現在)

（1）審議概観

第183回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件（うち本院先議1件）、本院議員提出法律案1件、承認案件1件の合計9件であった。

このうち、内閣提出法律案及び承認案件はいずれも可決または承認した。本院議員提出法律案は審査未了となった。

また、本委員会付託の請願3種類16件は、審査未了となった。

〔法律案等の審査〕

公務員制度 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院の平成24年8月8日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、55歳を超える一般職の国家公務員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととする措置を講じようとするものである。

委員会においては、高齢層職員に対する昇給抑制措置の妥当性、公務員の士気・意欲低下への懸念、地方自治体における臨時・非常勤職員の待遇改善の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数

をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方行財政 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成24年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるほか、補正予算により増加した同年度分の地方交付税の額の一部を平成25年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができるることとするものである。

委員会においては、予算執行抑制に伴う交付税措置の対象範囲、震災復興特別交付税の措置対象の拡大と早期執行、地域の元気臨時交付金の仕組みと配分方法等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

地方税法の一部を改正する法律案は、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の改正を行うとともに、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充並びに東日本

大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の改正並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、平成25年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、地方交付税の単位費用等の改正等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、中低所得者への住宅ローン控除の効果、自動車取得税の代替財源、地方公務員給与削減の妥当性、給与削減要請に応じない場合のペナルティ、交付税特別会計借入金償還計画の実現可能性等について質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市又は特別区への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、義務付け・枠付けの見直しに係る自治体の取組事例の集約・周知の必要性、これまで対象となっていない義務付け・枠付けの見直しの必要性、地方独立行政法人の合併規定新設の理由及び合併法人の職員の扱い等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方公共団体情報システム機構法案は、

地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、システム機構を地方共同法人にする理由、システム機構のガバナンスと運営財源、番号制度に係るシステムにおけるサイバーセキュリティ対策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体における非常勤の職員の現状等に鑑み、普通地方公共団体が、条例を定めることにより、非常勤の職員のうちその勤務形態が常勤の職員に準ずる者に対し、常勤の職員と権衡を考慮した手当を支給することができることを新たに定めようとするものである。

委員会においては、発議者より趣旨説明を聴取したが、審査未了となった。

情報通信 電波法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の使途として、市町村等が設置している防災行政無線、消防・救急無線などによる無線通信について、デジタル技術などを用いた無線設備により行われるようにするために必要な補助金の交付を追加しようとするものである。

委員会においては、消防・救急無線のデジタル化と消防広域化との関係、デジ

タル化後の空き周波数帯の用途、電波利用料の受益と負担の明確化等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

N H K 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるN H K 平成25年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において収入・支出とも6,479億円となっており、事業計画では、平成24年10月より実施された受信料の値下げによる減収が見込まれる中、增收に向けた取組や経営の効率化により、収支均衡に向けて取り組むこととしている。

委員会においては、受信料支払率の向上に向けた取組、災害に備えた公共放送の機能強化、放送と通信が連携する新しいサービスの開発、N H K の国際放送の強化に向けた取組等について質疑が行われた後、全会一致をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月19日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について新藤総務大臣から所信を聴取し、平成25年度総務省関係予算に関する件について坂本総務副大臣から、平成25年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について原人事院総裁からそれぞれ説明を聴取した。

3月25日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成25年度人事院業務概況に

関する件について、地方公務員の給与引下げと地方交付税法及び地方財政法の規定の趣旨との整合性、地域自主戦略交付金の廃止理由、日本郵政グループ金融2社が申請する新規業務の認可に係る状況、被災地における消防団の人員確保策及び安全対策等の質疑を行った。

また、平成25年度地方財政計画に関する件について新藤総務大臣から概要説明を聴取した後、坂本総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月26日、自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議を行った。

4月9日、郵政事業の経営基盤強化、日本放送協会における次世代の放送技術の研究開発等に関する実情調査のため、J Pタワー及び日本放送協会放送技術研究所の視察を行った。

5月9日、予算委員会から委嘱を受けた、平成25年度内閣所管（人事院）及び総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、救急業務における緊急度判定（トリアージ）の全国的判定基準策定の見通し、一括交付金廃止の妥当性、憲法第8章「地方自治」に具体的な内容を盛り込む必要性、地上デジタルテレビ放送日本方式の海外展開等の質疑を行った。

6月12日、電波利用料を財源として整備・運用される電波監視施設及び監視業務等に関する実情調査のため、総務省関東総合通信局の視察を行った。

（2）委員会経過

- 平成25年2月26日（火）（第1回）
- 理事の補欠選任を行った。

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

を行うことを決定した。

- 政府参考人の出席を求めることが決定した。
- 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）**について新藤総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、伊達内閣府副大臣、坂本副大臣、小渕財務副大臣、福井文部科学副大臣、島尻内閣府大臣政務官、坂井復興大臣政務官、松下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

江崎孝君（民主）、藤末健三君（民主）、木庭健太郎君（公明）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、行田邦子君（み風）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

(閣法第2号)

賛成会派 民主、自民、公明、生活、共産、
み風、社民、維新、無

反対会派 みん

○平成25年3月19日（火）（第2回）

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について新藤総務大臣から所信を聴いた。
- 平成25年度総務省関係予算に関する件について坂本総務副大臣から説明を聴いた。
- 平成25年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について原人事院総裁から説明を聴いた。

○平成25年3月25日（月）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることが決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成25年度人事院業務概況に関する件について新藤総務大臣、坂本総務副大臣、西村内閣府副大臣、山口財務副大臣、橋総務大臣政務官、原人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

加賀谷健君（民主）、難波奨二君（民主）、藤川政人君（自民）、木庭健太郎君（公明）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

- 平成25年度地方財政計画に関する件について新藤総務大臣から概要説明を聴いた後、坂本総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）**
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

以上両案について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年3月26日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることが決定した。
- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）**
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

以上両案について新藤総務大臣、西村内閣府副大臣、坂本総務副大臣、山口財務副大臣、長島復興大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

水岡俊一君（民主）、江崎孝君（民主）、二之湯智君（自民）、中西祐介君（自民）、木庭健太郎君（公明）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

(閣法第12号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
み風、社民、維新、無

反対会派 共産

(閣法第13号)

賛成会派 自民、公明、みん、生活、維新、
無

反対会派 民主、共産、み風、社民

- 自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議を行った。**

○平成25年3月27日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件（閣承認第3号）（衆議院送付）について新藤総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長松本正之君から説明を聴き、同大臣、柴山総務副大臣、橋総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長松本正之君、同協会理事石田研一君、同協会理事福井敬君、同協会理事・技師長久保田啓一君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会専務理事吉国浩二君及び同協会理事冷水仁彦君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

山根隆治君（民主）、加賀谷健君（民主）、藤末健三君（民主）、難波漣二君（民主）、藤川政人君（自民）、二之湯智君（自民）、中西祐介君（自民）、木庭健太郎君（公明）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

(閣承認第3号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
共産、社民、維新、無

反対会派 なし

欠席会派 み風

なお、附帯決議を行った。

○平成25年4月25日(木)（第6回）

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第55号）について新藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月9日(木)（第7回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(内閣所管（人事院）及び総務省所管（公害等調整委員会を除く）)について新藤総務大

臣、秋葉厚生労働副大臣、橋総務大臣政務官、原人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山根隆治君（民主）、水岡俊一君（民主）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成25年5月16日(木)（第8回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第55号）について新藤内閣府特命担当大臣、坂本副大臣、秋葉厚生労働副大臣、加治屋農林水産副大臣、北村総務大臣政務官、橋総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

樽井良和君（民主）、藤末健三君（民主）、二之湯智君（自民）、木庭健太郎君（公明）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

(閣法第55号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
み風、維新、無

反対会派 共産

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- 地方公共団体情報システム機構法案（閣法第7号）（衆議院送付）について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月21日(火)（第9回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 地方公共団体情報システム機構法案（閣法第7号）（衆議院送付）について新藤総務大臣、坂本総務副大臣、伊達内閣府副大臣、山際内閣府大臣政務官、丸川厚生労働大臣政務官、伊東財務大臣政務官及び政府参考人に対し質

疑を行った。

[質疑者]

藤川政人君（自民）、木庭健太郎君（公明）、難波燐二君（民主）、藤末健三君（民主）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

○平成25年5月23日（木）（第10回）

- 地方公共団体情報システム機構法案（閣法第7号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

(閣法第7号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、み風、維新、無

反対会派 生活、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成25年5月28日（火）（第11回）

- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月30日（木）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について新藤総務大臣、柴山総務副大臣、橋総務大臣政務官及び政府参考人に對し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

吉川沙織君（民主）、藤末健三君（民主）、小坂憲次君（自民）、木庭健太郎君（公明）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

(閣法第25号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、共産、み風、社民、維新、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成25年6月11日（火）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年6月13日（木）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について新藤総務大臣、西村内閣府副大臣、寺田内閣府副大臣、原人事院総裁及び政府参考人に對し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

水岡俊一君（民主）、江崎孝君（民主）、藤川政人君（自民）、木庭健太郎君（公明）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

(閣法第24号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、み風、維新、無

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成25年6月20日（木）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方自治法の一部を改正する法律案（参第9号）について発議者参議院議員江崎孝君から趣旨説明を聴いた。

(3) 委員会決議

—自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築 及び東日本大震災への対応に関する決議—

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、特に財政力の弱い地方公共団体においては、厳しい財政運営を強いられている状況を踏まえ、政府は、個性豊かで活力に満ちた分権型社会にふさわしい自立的かつ持続的な地方税財政システムを確立するとともに、東日本大震災で被災した地方公共団体が、復旧・復興事業を円滑に実施できるよう、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。

二、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、税源の偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、地方税収の減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、適切な財源補填措置を講ずるとともに、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。

三、国の制度と地方単独事業によって社会保障全体が持続可能なものとなっていくことに鑑み、社会保障関係費の大幅な自然増が続く中、引き続き地方公共団体が社会保障分野において担っている役割を十分果たせるよう、必要な財源を確保すること。

四、巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、計画的に地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

五、地方財政計画において、本年7月から地方公務員の給与について国家公務員の臨時特例的な給与減額支給措置に準じた措置がとられることを前提とした歳出額の削減が行われていることに関しては、地方公務員の給与は各地方公共団体が地方公務員法の規定に基づき自ら決定するものであることを基本として対処すること。また、地方公務員の給与制度及びその運用については、地方の意見を十分反映させよう努めること。

六、地方債制度及びその運用については、平成24年度から導入された民間資金に係る地方債届出制度の運用状況を踏まえ、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性の確保を図ること。

七、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の今後の活用については、活用額が当初想定していた額に達していること及び金融政策の変更に伴う長期金利の変動も想定されることを踏まえ、十分慎重に判断するとともに、これを行う場合も、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成されたという経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を尊重して行うこと。

八、東日本大震災に係る復旧・復興対策については被災団体の意向を十分に踏まえ国地方の連携の

下機動的・弾力的な対応が図られるよう、引き続き、万全を期すこと。特に、震災復興特別交付税については、復旧・復興事業の実施等に伴う財政需要の動向に応じ所要額の確実な確保を図るとともに、適時適切な交付に努めること。

右決議する。